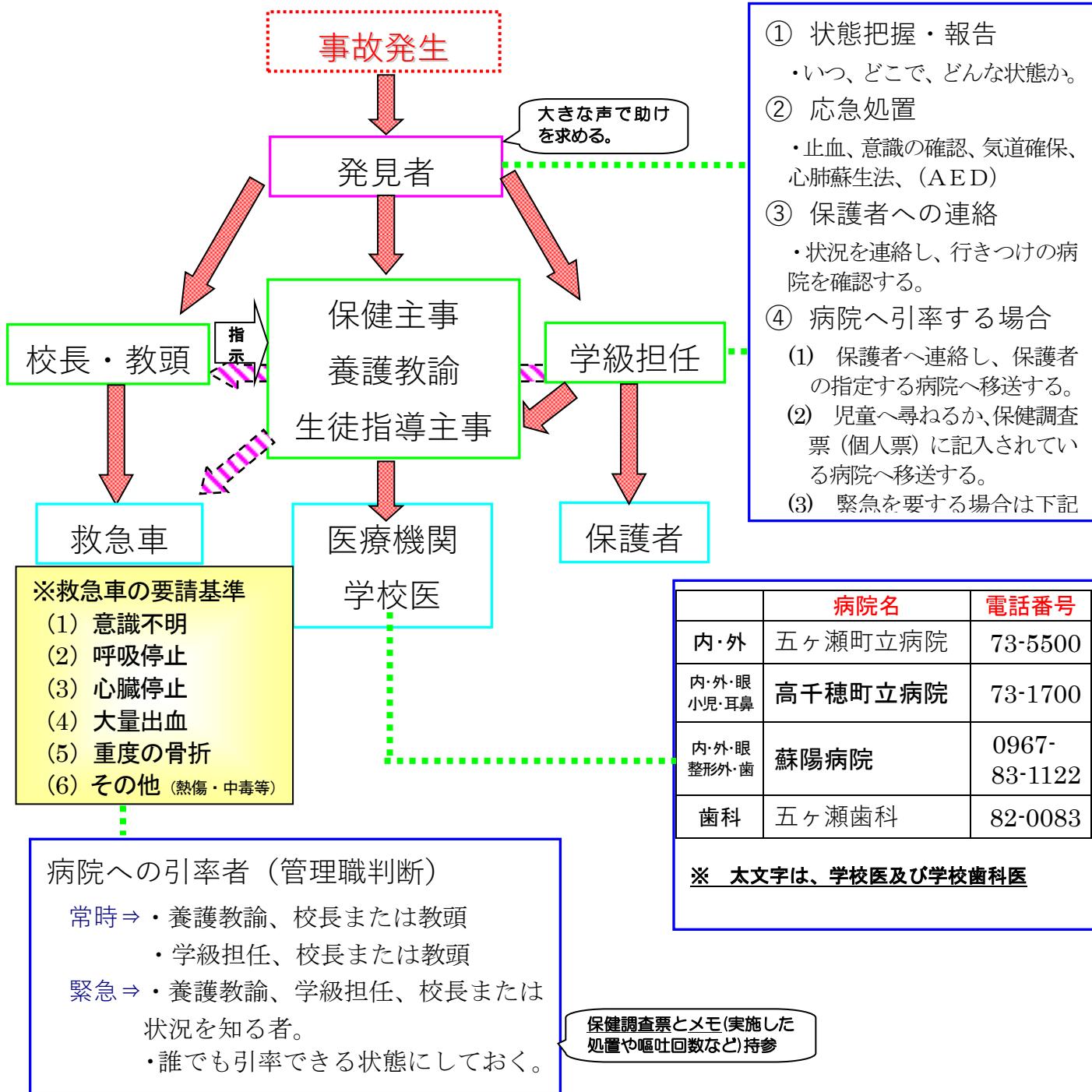


4 児童の事故発生時の対応



職員の役割

発見者	・事故の状況を把握。	・病院への連絡
	・敏速な連絡 →（養護教諭）、校長、教頭、学級担任	
養護教諭	・事故現場へ急行し、被災者の症状の確認と応急処置	・病院への（連絡と）引率
	・時間経過に沿っての記録	
校長教頭	・救急車の要請	・事故の詳細な状況把握
	・教育委員会、教育事務所への連絡	
学級担任	・家庭への連絡	
	・救急車の誘導	* 保健主事 or 体育主任不在時の代行
生徒指導主事	・事故現場への移動	・事故の情報収集と全体把握
	・他の職員への連絡	・一般児童生徒の誘導

※ 養護教諭が被災者の症状確認や応急処置をしている場合は、児童の状況等を知っている教諭が、病院や救急車要請等の連絡を行う。

留意事項

- ① 保護者への連絡は、相手を動搖させることのないように落ち着いて連絡する。
- ② 加害者のある場合は、その加害者の保護者に対しても必ず状況説明の連絡を行う。
- ③ 生命のかかわるケガ等の場合は、校長もしくは教頭も病院に赴く。
- ④ 搬送は保護者と連絡がつく場合は、保護者の車で搬送するが、連絡がつかない場合は、町教委の許可を得て、タクシーを利用する。
(五ヶ瀬タクシー：82-0047)
- ⑤ 報道関係者、部外者等への対応は校長（教頭）がする。